

号外第13（令和6年9月30日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害施策推進課】	3
△	横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	4
△	横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】	5
△	横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例【医療局生活衛生課】	6
△	横浜市公園条例の一部を改正する条例【みどり環境局公園緑地管理課】	7
△	横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	8
△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【建築局情報相談課】	9
△	横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	11
△	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	17
△	横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例【建築局宅地審査課】	19
△	横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例【交通局経営管理課】	34
△	横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例【交通局経営管理課】	35

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和6年9月30日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例
- 2 横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例
- 3 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- 5 横浜市公園条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 10 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 横浜市高速鉄道運賃条例及び横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例
- 12 横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例

横 浜 市 条 例 第 39 号

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番
号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用
等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 （ 平 成 27 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 52
号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 2 の 5 の 項 中 「 関 す る 情 報 」 の 次 に 「 、 難 病 の 患 者 に 対 す
る 医 療 等 に 関 す る 法 律 第 28 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 難 病 要 支 援 者 証
明 事 業 の 実 施 に 関 す る 情 報 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 40 号

横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 地 域 ケ ア プ ラ ザ 条 例 （ 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 30 号 ） の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 3 中

「 横 浜 市 上 永 谷 駅 前 地 域 ケ ア プ ラ ザ 」 を

「 横 浜 市 上 永 谷 駅 前 地 域 ケ ア プ ラ ザ

横 浜 市 港 南 台 地 域 ケ ア プ ラ ザ 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 41 号

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 （ 昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 21 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 の 各 号 」 を 削 り 、 「 ま た は 」 を 「 又 は 」 に 改 め 、 「 6 箇 月 」 の 次 に 「 （ 急 病 等 に よ り 保 険 医 療 機 関 又 は 保 険 薬 局 か ら 療 養 を 受 け た 被 保 険 者 に 係 る 保 険 料 の 納 付 に つ い て は 、 資 力 の 状 況 に 照 ら し て 1 年 ） 」 を 加 え 、 同 条 第 4 号 中 「 前 各 号 」 を 「 前 3 号 」 に 改 め る 。

第 25 条 中 「 第 9 項 」 を 「 第 5 項 」 に 、 「 、 若 し く は 」 を 「 、 又 は 」 に 改 め 、 「 又 は 同 条 第 3 項 若 し く は 第 4 項 の 規 定 に よ り 被 保 険 者 証 の 返 還 を 求 め ら れ て こ れ に 応 じ な い 場 合 」 を 削 る 。

付 則 第 5 項 中 「 附 則 第 5 条 第 2 項 」 を 「 附 則 第 4 条 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は 、 令 和 6 年 12 月 2 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 付 則 第 5 項 の 改 正 規 定 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 第 21 条 の 規 定 は 、 令 和 6 年 度 分 の 保 険 料 の う ち 令 和 6 年 12 月 以 後 の 期 間 に 係 る も の 及 び 令 和 7 年 度 以 後 の 年 度 分 の 保 険 料 に つ い て 適 用 し 、 令 和 6 年 度 分 の 保 険 料 の う ち 同 月 前 の 期 間 に 係 る も の 及 び 令 和 5 年 度 分 ま で の 保 険 料 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。
- 3 この 条 例 の 施 行 前 に し た 行 為 及 び 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 （ 令 和 6 年 政 令 第 260 号 ） 第 9 条 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 場 合 に お け る こ の 条 例 の 施 行 後 に し た 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 42 号

横 浜 市 が 設 置 す る 専 用 水 道 の 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 に 関
す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 が 設 置 す る 専 用 水 道 の 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 に 関 す る 条 例
(平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 80 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 1 項 第 1 号 中 「。 以 下 同 じ」 及 び 「の 土 木 工 学 科 若 し く
は こ れ に 相 当 す る 課 程 に お い て 衛 生 工 学 若 し く は 水 道 工 学 に 関 す る
学 科 目 を 修 め て 卒 業 し た 後、」 を 削 り、 「に お い て 土 木 工 学 科 若 し
く は」 を 「に お い て 土 木 工 学 科 又 は」 に、 「、 2 年」 を 「、 3 年」
に 改 め、 同 項 中 第 2 号 を 削 り、 第 3 号 を 第 2 号 と し、 第 4 号 を 第 3
号 と し、 同 項 第 5 号 中 「第 1 号、 第 3 号 又 は 前 号」 を 「前 3 号」 に
改 め、 「土 木 工 学 以 外 の」 を 削 り、 「に 関 す る 学 科 目 又 は こ れ ら に
相 当 す る 学 科 目」 を 「の 課 程 又 は こ れ ら に 相 当 す る 課 程 (土 木 工 学
科 及 び 土 木 科 並 び に こ れ ら に 相 当 す る 課 程 を 除 く。)」 に、 「第 3
号 に」 を 「第 2 号 に」 に 改 め、 同 号 を 同 項 第 4 号 と し、 同 項 第 6 号
中 「水 道 の 工 事 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 又 は」 を 削 り、 同 号 を 同 項 第
5 号 と し、 同 項 第 7 号 中 「第 9 条 各 号 及 び」 を 削 り、 同 号 を 同 項 第
6 号 と し、 同 条 第 2 項 中 「 1,000 立 方 メ ー ト ル」 を 「 10,000 立 方 メ
ー ト ル」 に 改 め、 「「 2 年」 と あ る の は 「 1 年」 と、 同 項 第 2 号 中
」 を 削 り、 「同 項 第 3 号」 を 「同 項 第 2 号」 に、 「同 項 第 4 号」 を
「同 項 第 3 号」 に、 「同 項 第 5 号」 を 「同 項 第 4 号」 に、 「同 項 第
6 号」 を 「同 項 第 5 号」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 43 号

横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 中 第 11 号 を 第 12 号 と し 、 第 10 号 を 第 11 号 と し 、 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (10) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 44 号

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 営 住 宅 条 例 （ 平 成 9 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

別 表 の 2 の 表 中

「

セントラルヒルズ壱番館
ボヌール緑園

を

」

「

セントラルヒルズ壱番館

に 改 め る 。

」

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 45 号

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境
の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境 の 保 全 等
に 関 す る 条 例 (平 成 5 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よ う に 改 め る 。

横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 等 に 係 る 住 環
境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例

第 1 条 中 「 開 発 事 業 」 を 「 開 発 事 業 等 」 に 改 め る 。

第 2 条 第 2 項 第 5 号、第 7 号 及 び 第 9 号 ウ 中 「 大 規 模 建 築 物 」 を
「 大 規 模 な 建 築 物 」 に 改 め、同 項 第 10 号 及 び 第 11 号 を 次 の よ う に 改
め る 。

(10) 開 発 事 業 等 横 浜 市 開 発 事 業 等 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 (平 成
16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 3 号。以 下 「 開 発 事 業 等 調 整 条 例 」 と い
う。) 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 開 発 事 業 及 び 同 条 第 3 号 に 規 定
す る 土 石 の 堆 積 事 業 (次 に 掲 げ る も の を 除 く。) を い う 。

ア 開 発 事 業 等 調 整 条 例 第 2 条 第 2 号 エ に 規 定 す る 開 発 事 業 の
う ち 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 29 条 第 1 項 第 4
号 か ら 第 11 号 ま で に 規 定 す る 開 発 行 為 に 該 当 す る 開 発 事 業

イ 開 発 事 業 等 調 整 条 例 第 2 条 第 15 号 に 規 定 す る 特 定 小 規 模 開
発 事 業 等

ウ 開 発 事 業 等 調 整 条 例 第 3 条 第 1 号 に 規 定 す る 開 発 事 業

(11) 開 発 事 業 者 等 開 発 事 業 等 調 整 条 例 第 2 条 第 4 号 に 規 定 す る
開 発 事 業 者 及 び 同 条 第 5 号 に 規 定 す る 土 石 の 堆 積 事 業 者 を い う
。

第 2 条 第 2 項 第 12 号 及 び 第 13 号 を 削 り、同 項 第 14 号 中 「 開 発 事 業
調 整 条 例 第 2 条 第 7 号 」 を 「 開 発 事 業 等 調 整 条 例 第 2 条 第 17 号 」 に
改 め、同 号 を 同 項 第 12 号 と し、同 項 中 第 15 号 を 第 13 号 と し、第 16 号
か ら 第 18 号 ま で を 2 号 ず つ 繰 り 上 げ、同 条 第 3 項 中 「 又 は 開 発 事 業
」 を 「 又 は 開 発 事 業 等 」 に、「 (開 発 事 業) 」 を 「 (開 発 事 業 等) 」 に
、「、開 発 事 業 」 を 「、開 発 事 業 等 」 に 改 め、「、近 接 住 民 と 開 発
事 業 (特 定 大 規 模 開 発 事 業 を 除 く。) に 係 る 開 発 事 業 者 若 し く は 工
事 施 工 者 」 を 削 り、「 特 定 大 規 模 開 発 事 業 に 係 る 開 発 事 業 者 」 を 「
開 発 事 業 等 に 係 る 開 発 事 業 者 等 」 に 改 め る 。

第 3 条 第 5 項 中 「 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 」 を 削 る 。

第 6 条 中 「 開 発 事 業 者 」 を 「 開 発 事 業 者 等 」 に 改 め、「、近 接 住
民 」 を 削 る 。

第 7 条 第 2 項、第 8 条 及 び 第 9 条 中 「 大 規 模 建 築 物 」 を 「 大 規 模
な 建 築 物 」 に 改 め る 。

第10条第4項中「開発事業（）」を「開発事業等（）」に、「開発事業調整条例」を「開発事業等調整条例」に改める。

第11条第4項中「大規模建築物」を「大規模な建築物」に改める

。

第14条第3項中「開発事業」を「開発事業等」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第2項第5号、第7号及び第9号ウ、第7条第2項、第8条、第9条並びに第11条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 46 号

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 建 築 基 準 条 例 (昭 和 35 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 20 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 の 2 第 2 項 第 6 号 中 「 第 18 条 第 18 項 」 を 「 第 18 条 第 22 項 若しくは第26項」に改める。

第 4 条 の 2 の 見 出 し 中 「 大 規 模 建 築 物 」 を 「 大 規 模 な 建 築 物 」 に 改める。

第 6 条 第 1 項 各 号 中 「 準 耐 火 構 造 」 の 次 に 「 と し た 建 築 物 (特 定 主 要 構 造 部 を 耐 火 構 造 と し た 建 築 物 を 含 む 。) 」 を 加 え 、 「 該 当 す る 構 造 と し た 」 を 「 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 」 に 改 め る。

第 16 条 第 1 項 中 「 (令 第 110 条 第 2 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る も の に 限 る 。) 」 を 削 り 、 同 項 た だ し 書 を 次 の よう に 改 め る。

た だ し 、 下 宿 、 共 同 住 宅 又 は 寄 宿 舎 の 用 途 に 供 す る も の (2 階 の 一 部 を 病 院 、 診 療 所 、 ホ テ ル 、 旅 館 、 簡 易 宿 所 又 は 児 童 福 祉 施 設 等 の 用 途 に 供 す る も の で 、 そ の 用 途 に 供 す る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 400 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の を 除 く 。) で 、 法 第 2 条 第 9 号 の 3 イ に 該 当 す る 準 耐 火 建 築 物 (1 時 間 準 耐 火 基 準 そ の 他 規 則 で 定 め る 基 準 に 適 合 す る も の に 限 る 。) と し た 場 合 に あ っ て は 、 こ の 限 り で な い。

第 16 条 第 1 項 各 号 を 削 り 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 第 1 項 に 規 定 す る 基 準 の 適 用 上 一 の 建 築 物 で あ っ て も 別 の 建 築 物 と み な す こ と が で き る 部 分 と し て 令 第 109 条 の 8 に 規 定 す る 部 分 が 2 以 上 あ る 建 築 物 の 当 該 建 築 物 の 部 分 は 、 同 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 別 の 建 築 物 と み な す。

第 23 条 第 1 項 中 「 (令 第 110 条 第 2 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る も の に 限 る 。) 」 を 削 り 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 第 1 項 に 規 定 す る 基 準 の 適 用 上 一 の 建 築 物 で あ っ て も 別 の 建 築 物 と み な す こ と が で き る 部 分 と し て 令 第 109 条 の 8 に 規 定 す る 部 分 が 2 以 上 あ る 建 築 物 の 当 該 建 築 物 の 部 分 は 、 同 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 別 の 建 築 物 と み な す。

第 23 条 の 4 中 第 4 項 を 第 5 項 と し 、 第 3 項 を 第 4 項 と し 、 同 条 第 2 項 中 「 前 項 第 1 号 」 を 「 第 1 項 第 1 号 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 3 項 と し 、 同 条 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 前 項 第 1 号 に 規 定 す る 基 準 の 適 用 上 一 の 建 築 物 で あ っ て も 別 の 建 築 物 と み な す こ と が で き る 部 分 と し て 令 第 109 条 の 8 に 規 定 す る 部 分 が 2 以 上 あ る 建 築 物 の 当 該 建 築 物 の 部 分 は 、 同 号 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 別 の 建 築 物 と み な す。

第 33 条 第 1 項 中 「 準 耐 火 構 造 と 」 の 次 に 「 し 、 又 は 特 定 主 要 構 造 部 を 耐 火 構 造 と 」 を 加 え 、 同 条 中 第 2 項 を 第 3 項 と し 、 第 1 項 の 次

に次の1項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第43条の3第2項中「であるか、又は」を「である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が」に改める。

第53条の6の見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第1項中「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令（次項において「旧令」という。）第108条の3第3項」を「令第108条の4第3項」に、「及び第2項」を「及び第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「旧令第108条の3第4項」を「令第108条の4第4項」に、「第23条の4第2項」を「第23条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第53条の8中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

第56条の見出し中「増築等」を「増築又は改築」に改め、同条第1項中「より、」を「より」に、「係るその床面積の合計が50平方メートル以内の増築等について」を「ついで増築又は改築（増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）をする場合において」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第5項中「係る増築等」を「ついで増築又は改築」に、「について」を「をする場合において」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「により、第4条」を「により第4条第1項又は第3項」に、「係る増築等については、増築等が基準時（同項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）」を「ついで増築又は改築（基準時」に、「増築等の」を「増築又は改築の」に、「場合は、法第3条第3項第3号及び第4号」を「ものに限る。）をする場合においては、法第3条第3項」に、「第4条の規定は」を「これらの規定は」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項中「第8条まで」を「第9条まで、第18条、第19条」に、「第23条の4第3項」を「第23条の4第1項第2号若しくは第3号若しくは第4項、第27条第2項（廊下の幅に係る制限に限

る。) 、第36条第4項 (廊下の幅に係る制限に限る。) 」に改め、「第38条」の次に「、第43条の2」を加え、「増築等」を「増築又は改築」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「次条第1項」を「第56条の3第2項」に、「増築等」を「増築又は改築」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条 (屋外に通ずる出口に係る制限に限る。) 、第20条、第27条第1項若しくは第2項 (これらの規定のうち階段に係る制限に限る。) 、第28条第1項、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について次の各号のいずれか (居室の部分に係る増築にあっては、第1号) に該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積 (令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。) の合計が基準時 (法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き当該規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。) における延べ面積の20分の1 (50平方メートルを超える場合においては、50平方メートル。以下この条において同じ。) を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

3 法第3条第2項の規定により第6条第2項若しくは第3項、第27条第4項、第28条第2項又は第32条第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物について増築 (居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。) 又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築をする場合には、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は

、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

5 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）第28条第1項、第38条又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であって、令第109条の8に規定する建築物の部分（以下この項及び第56条の3第1項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第56条の7中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第56条の2第5項の規定に基づく認定を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

第56条の7を第56条の8とする。

第56条の6第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（当該工事が法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同条を第56条の7とし、第56条の5を第56条の6とし、第56条の4を第56条の5とし、第56条の3を第56条の4とする。

第56条の2第3項中「第23条の4第2項若しくは第3項」を「第23条の4第3項若しくは第4項」に、「係る」を「ついて」に、「について」を「をする場合において」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「より第20条の2」を「より第9条、第18条、第19条、第20条の2、第27条第2項（廊下の幅に係る制限に限る。）

、第36条第4項（廊下の幅に係る制限に限る。）又は第43条の2」に、「、第20条の2」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第28条第1項、第38条又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。第56条の2を第56条の3とし、第56条の次に次の1項を加える。（既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に対する制限の緩和）

第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第4項に規定する範囲内のもにに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第5項に規定する範囲内のもにに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条

- 第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- 5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものを除く。）であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
- 第58条第1項中「第23条の4第2項」を「第23条の4第3項」に、「から第23条の3まで」を「、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第23条の2、第23条の3」に、「第3項若しくは第4項」を「第4項若しくは第5項」に、「第33条から第34条の2まで」を「第33条第1項若しくは第3項、第34条、第34条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の2の見出しの改正規定は公布の日から、第3条の2第2項第6号の改正規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市条例第47号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2 関内駅前地区地区整備計画区域の項中

「

A 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
------	---

」

を
「

A 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

B 地 区	5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
-------	---

」

に改める。

別表第12 関内駅前地区地区整備計画区域の項中

「

A 地 区	100分の7.5	
-------	----------	--

」

を

「

A 地 区	100分の7.5	
B 地 区	100分の7.5	100平方メートル

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 48 号

横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 する 条 例 （ 平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例
第 3 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

題 名 を 次 の よう に 改 め る 。

横 浜 市 開 発 事 業 等 の 調 整 等 に 関 する 条 例

目 次 中 「 開 発 事 業 」 を 「 開 発 事 業 等 」 に 、 「 開 発 構 想 」 を 「 開 発
事 業 等 の 構 想 」 に 、 「 計 画 に 関 する 」 を 「 構 想 に 関 する 」 に 改 め る
。

第 1 条 中 「 そ の 他 の 開 発 事 業 」 の 次 に 「 又 は 土 石 の 堆 積 事 業 （ 以
下 「 開 発 事 業 等 」 と い う 。 ） 」 を 、 「 お い て 、 開 発 事 業 者 」 の 次 に
「 又 は 土 石 の 堆 積 事 業 者 （ 以 下 「 開 発 事 業 者 等 」 と い う 。 ） 」 を 加
え 、 「 開 発 事 業 の 構 想 の 」 を 「 開 発 事 業 等 の 構 想 の 住 民 へ の 」 に 改
め 、 「 。 以 下 「 法 」 と い う 。 」 を 削 り 、 「 開 発 事 業 者 、 」 を 「 開 発
事 業 者 等 、 」 に 改 め 、 「 形 成 」 の 次 に 「 及 び 宅 地 造 成 、 特 定 盛 土 等
又 は 土 石 の 堆 積 に 伴 う 崖 崩 れ 又 は 土 砂 の 流 出 に よ る 災 害 の 防 止 」 を
加 え る 。

第 2 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 を 次 の よう に 改 め る 。

こ の 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は 、 次 に 定 め る も の の ほ か 、 都 市
計 画 法 、 建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 及 び 宅 地 造 成 及 び
特 定 盛 土 等 規 制 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 191 号 。 以 下 「 盛 土 規 制 法 」
と い う 。 ） 並 び に こ れ ら の 法 律 に 基 づ く 命 令 の 例 に よ る 。

第 2 条 第 1 号 ア 中 「 近 隣 商 業 地 域 に 」 を 「 近 隣 商 業 地 域 （ イ に お
い て 「 商 業 系 用 途 地 域 」 と い う 。 ） に お い て の み 」 に 改 め 、 同 号 イ
中 「 ア に 定 め る 用 途 地 域 以 外 の 用 途 地 域 」 を 「 商 業 系 用 途 地 域 以 外
の 用 途 地 域 （ そ の 地 域 と 商 業 系 用 途 地 域 と に わ た る 場 合 を 含 む 。 ）
」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 ア 中 「 法 」 を 「 都 市 計 画 法 」 に 改 め 、 同 号 イ
中 「 開 発 行 為 が 行 わ れ た も の 」 を 「 行 う 開 発 行 為 に 伴 う 建 築 」 に 改
め 、 同 号 ウ 及 び エ を 次 の よう に 改 め る 。

ウ 市 街 化 調 整 区 域 に お け る 建 築 物 の 建 築 で 、 当 該 建 築 物 の 敷
地 の 面 積 （ 当 該 敷 地 が 市 街 化 調 整 区 域 と 市 街 化 区 域 と に わ た
る 場 合 は 、 市 街 化 調 整 区 域 内 に 存 す る 部 分 の 面 積 に 限 る 。 ）
が 3,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の （ 当 該 建 築 の 用 に 供 す る 目
的 で 行 う 開 発 行 為 に 伴 う 建 築 及 び 通 常 の 管 理 行 為 、 軽 易 な 行
為 そ の 他 の 規 則 で 定 め る 行 為 を 除 く 。 ）

エ 宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域 に お け る 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等
（ 当 該 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 に 関 す る 工 事 が 盛 土 規 制 法 第
12 条 第 1 項 た だ し 書 に 規 定 す る 工 事 に 該 当 す る も の を 除 く 。
） （ ア か ら ウ ま で 、 才 若 し く は カ に 該 当 し 、 又 は こ れ ら に 伴

い行われるものを除く。)

第2条第2号カ中「道路」の次に「(新設するものに限る。)」を加え、同条第3号から第7号までを次のように改める。

- (3) 土石の堆積事業 宅地造成等工事規制区域における土石の堆積(当該土石の堆積に関する工事が盛土規制法第12条第1項ただし書に規定する工事に該当するものを除く。)に該当する行為をいう。
- (4) 開発事業者 第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあっては当該開発事業に係る開発行為をしようとする者、同号イ又はウに掲げる開発事業にあっては当該開発事業に係る建築物の建築主、同号エに掲げる開発事業にあっては当該開発事業に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主をいう。
- (5) 土石の堆積事業者 土石の堆積事業に係る土石の堆積に関する工事の工事主をいう。
- (6) 開発事業区域 第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあっては開発区域、同号イ又はウに掲げる開発事業にあっては建築物の敷地、同号エに掲げる開発事業にあっては宅地造成及び特定盛土等に該当する行為に係る土地の区域をいう。
- (7) 土石の堆積事業区域 土石の堆積事業に係る土地の区域をいう。

第2条第9号中「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改め、同号を同条第19号とし、同条第8号中「法」を「都市計画法」に、「基づき」を「より」に改め、同号を同条第18号とし、同号の前に次の10号を加える。

- (8) 開発事業に関する工事 第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあっては当該開発事業に係る開発行為に関する工事、同号イ又はウに掲げる開発事業にあっては当該開発事業において予定される建築物に関する工事、同号エに掲げる開発事業にあっては当該開発事業に係る宅地造成及び特定盛土等に関する工事をいう。
- (9) 土石の堆積事業に関する工事 土石の堆積事業に係る土石の堆積に関する工事をいう。
- (10) 開発事業の構想 開発事業区域内の土地の利用、予定される建築物又は特定工作物、宅地造成及び特定盛土等に関する工事その他規則で定める事項についての構想(開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は次条各号の開発事業に該当する場合にあっては、宅地造成及び特定盛土等に関する工事その他規則で定める事項についての構想)をいう。
- (11) 土石の堆積事業の構想 土石の堆積事業、土石の堆積に関する

- る工事その他規則で定める事項についての構想をいう。
- (12) 開発事業の計画 開発事業区域内の土地の利用、予定される建築物又は特定工作物、宅地造成及び特定盛土等に関する工事その他規則で定める事項についての計画（開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は次条各号の開発事業に該当する場合にあっては、宅地造成及び特定盛土等に関する工事その他規則で定める事項についての計画）をいう。
- (13) 土石の堆積事業の計画 土石の堆積事業、土石の堆積に関する工事その他規則で定める事項についての計画をいう。
- (14) 特定大規模開発事業等 次のいずれかに該当する開発事業等をいう。
- ア 市街化区域における開発事業等（市街化区域と市街化調整区域とにわたる場合を含む。）で、開発事業区域又は土石の堆積事業区域（以下「開発事業等区域」という。）の面積が5,000平方メートル以上のもの
- イ 市街化調整区域における開発事業等（市街化調整区域と市街化区域とにわたる場合を含む。）で、開発事業等区域のうち市街化調整区域内に存する部分の面積が3,000平方メートル以上のもの
- ウ 第2号アに掲げる開発事業で大規模な共同住宅の建築の用に供する目的で行うもの
- エ 第2号イに掲げる開発事業
- オ 高さ9メートルを超える盛土をする開発事業
- カ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートル以上の土石の堆積事業
- キ 土石の堆積の最大堆積高さが5メートルを超える土石の堆積事業
- (15) 特定小規模開発事業等 次のいずれかに該当する開発事業等（特定大規模開発事業等に該当するものを除く。）をいう。
- ア 第2号エに掲げる開発事業で開発事業区域の面積が500平方メートル未満のもの
- イ 第2号カに掲げる開発事業
- ウ 土石の堆積事業区域の面積が500平方メートル未満の土石の堆積事業
- (16) 周知対象範囲 次に掲げる開発事業等の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲（第2号ア又はオに掲げる開発事業で、当該開発事業に付随して道路の拡幅をする工事が行われるものにあつては、当該範囲及び当該工事を行う区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲）をいう。

ア 特定大規模開発事業等 開発事業等区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲

イ 特定大規模開発事業等及び特定小規模開発事業等のいずれにも該当しない開発事業等 開発事業等区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲

- (17) 地域住民 周知対象範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者（開発事業者等（当該周知対象範囲に係る開発事業等を行うものに限る。））、都市計画法第4条第14号に規定する公共施設の用に供されている土地を所有する者及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を占有し、又は所有する者を除く。）をいう。

第3条各号列記以外の部分中「開発事業」の次に「（開発事業に関する工事が宅地造成等工事規制区域における宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土規制法第12条第1項ただし書に規定する工事を除く。）に該当しないものに限る。）」を加える。

第4条中「形成」の次に「及び宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止」を加え、「開発事業」を「開発事業等」に改める。

第5条の見出し中「開発事業者」を「開発事業者等」に改め、同条第1項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「開発事業を」を「開発事業等を」に改める。

第6条中「法第29条第1項第2号」を「都市計画法第29条第1項第2号」に、「が法」を「が同法」に改める。

第7条中「開発事業」を「開発事業等」に改める。

第2章の章名中「開発事業」を「開発事業等」に改める。

第2章第1節の節名中「開発構想」を「開発事業等の構想」に改める。

第9条から第12条までを次のように改める。

（標識の設置）

第9条 開発事業者等は、開発事業等を行おうとするときは、開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想（以下「開発事業等の構想」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、開発事業にあっては開発事業に関する工事が完了するまでの間（第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあっては第24条第4項各号のいずれかに該当するまでの間）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）が完了するまでの間、当該標識を掲出しておかななければならない。

2 開発事業者等は、前項の規定による標識の設置（以下「標識の設置」という。）を行ったときは、規則で定めるところにより、

- 速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出を行つた開発事業者等に対し、この条例に定める手続及び基準を遵守するよう必要な指導及び助言をすものとする。
- (地域住民等への周知)
- 第10条 開発事業者等は、開発事業等の構想その他規則で定める事項について、次の各号に掲げる当該開発事業者等が行う開発事業等の区分に応じ、当該各号に定める方法により地域住民及び地域まちづくり計画運営団体(第3号に掲げる開発事業者等にあつては、開発事業等区域の周辺地域の住民。以下「地域住民等」という。)に周知しなければならない。この場合において、同号に掲げる開発事業者等にあつては、第12条第5項の縦覧の期間満了の日に周知したものとする。
- (1) 特定大規模開発事業等 地域住民等を対象として規則で定めるところにより行う説明会の開催(災害の発生等の事由により、説明会を開催することが著しく困難又は不相当と市長が認める場合にあつては、市長が認める方法)
- (2) 特定大規模開発事業等及び特定小規模開発事業等のいずれにも該当しない開発事業等 地域住民等を対象として規則で定めるところにより行う説明会の開催又は戸別訪問その他市長が認める方法
- (3) 特定小規模開発事業等 標識の設置及び第12条第5項の規定により市長が縦覧に供する同条第1項又は第2項に規定する書面(以下「開発事業構想書等」という。)の提出
- 2 前項の規定による周知(以下「地域住民等への周知」という。)(同項第3号に掲げる開発事業者等に係るものを除く。)は、標識の設置を行つた日(第15条第2項又は第20条第3項の規定によりこの条の規定の適用を受けるときにあつては、第15条第1項又は第20条第2項の規定による第12条第3項に規定する標識の修正を行つた日)の翌日以後に行わなければならない。
- (意見書の提出)
- 第11条 地域住民等(前条第1項第3号に掲げる開発事業者等に係るものを除く。)は、地域住民等への周知が終了した日の翌日から起算して5日以内に、規則で定めるところにより、開発事業等の構想に対する意見を記載した書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下「意見書」という。)を開発事業者等に提出することができる。

2 開発事業者等は、前項の規定による意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、次条第1項又は第2項の規定により書面の提出を行うまでに、当該意見書に対する見解を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「見解書」という。）を当該意見書を提出した地域住民等に交付し、又は送付しなければならない。

（開発事業構想書等の提出等）

第12条 開発事業者は、地域住民等への周知が終了した日の翌日から起算して5日を経過した日（前条第1項の規定により意見書が提出された場合にあっては全ての意見書について同条第2項の規定により見解書を交付し、又は送付した日、第10条第1項第3号に掲げる開発事業等にあつては標識の設置を行った日）以後に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（同号に掲げる開発事業等にあつては、第1号及び第5号に掲げる事項に限る。）を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域住民等への周知を行った開発事業の構想（第10条第1項第3号に掲げる開発事業等にあつては、標識の設置を行ったとき（第3項に規定する標識の修正を行った場合にあっては、当該標識の修正を行ったとき）の開発事業の構想）
- (2) 開発事業の地域住民等への周知の状況
- (3) 開発事業の構想に対する地域住民等の意見
- (4) 前号の意見に対する開発事業者の見解
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 土石の堆積事業者は、地域住民等への周知が終了した日の翌日から起算して5日を経過した日（第10条第1項第3号に掲げる開発事業等にあつては、標識の設置を行った日）以後に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（同号に掲げる開発事業等にあつては、第1号及び第5号に掲げる事項に限る。）を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域住民等への周知を行った土石の堆積事業の構想（第10条第1項第3号に掲げる開発事業等にあつては、標識の設置を行ったとき（次項に規定する標識の修正を行った場合にあっては、当該標識の修正を行ったとき）の土石の堆積事業の構想）
- (2) 土石の堆積事業の地域住民等への周知の状況
- (3) 土石の堆積事業の構想に対する地域住民等の意見
- (4) 前号の意見に対する土石の堆積事業者の見解
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 開発事業者等は、開発事業構想書等に記載する開発事業等の構想が、標識の設置を行ったとき（第15条第2項又は第20条第3項の規定によりこの条の規定の適用を受ける場合にあっては、第15

条第1項又は第20条第2項の規定によるこの項に規定する標識の修正を行ったとき)の開発事業等の構想と異なることとなった場合は、開発事業構想書等を提出する前に、規則で定めるところにより、当該標識に係る必要な修正(以下「標識の修正」という。)を行わなければならない。

4 開発事業者等は、開発事業構想書等を市長に提出したときは、速やかに、その提出年月日を第9条第1項の規定により設置した標識に記載しなければならない。

5 市長は、開発事業構想書等の提出があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、これを14日間一般の縦覧に供するものとする。

6 市長は、前項の規定により開発事業構想書等を縦覧に供するところを開始するときは、速やかに、開発事業者等に当該縦覧に供する期間を通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた開発事業者等は、速やかに、第9条第1項の規定により設置した標識に開発事業構想書の縦覧に供する期間を記載しなければならない。

第13条を削る。

第14条の見出し中「開発事業者」を「開発事業者等」に改め、同条第1項を次のように改める。

開発事業等に係る地域住民等(第10条第1項第3号に掲げる開発事業等に係るものを除く。)は、規則で定めるところにより、前条第5項の縦覧の期間満了の日までに、開発事業構想書等の内容に対する意見を記載した書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「再意見書」という。)を市長を経由して、開発事業者等に提出することができる。

第14条第2項中「再意見書の」を「前項の規定による再意見書の」に、「開発事業者」を「開発事業者等」に改め、「再意見書を」の次に「交付し、又は」を加え、同条第3項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「により再意見書の」を「による再意見書の交付又は」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を、「書面(」の次に「当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を、「者に」の次に「交付し、又は」を、「写し」の次に「(当該再見解書が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、当該電磁的記録を出力した書面。第16条第4項において同じ。)」を加え、同条を第13条とする。

第14条の2中「ついで法」を「ついで都市計画法」に、「第9条第1項の規定により標識を設置した」を「標識の設置を行った」に改め、「、法第32条第1項」を「、同条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第15条を次のように改める。

(開発事業等の構想を変更する場合の再手続)

第15条 開発事業者等は、開発事業構想書を提出した日から第17条第1項に規定する開発事業等の計画の同意(第20条第3項の規定によりこの条の規定の適用を受けるときにあつては、第20条第1項の規定による開発事業等の計画変更の同意)を得るまでの間において第12条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、標識の修正を行うとともに、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 開発事業者等は、第12条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる事項を変更したときは、第10条から前条までに定める手続を行うわなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出を行つた開発事業者等に対し、この条例に定める手続及び基準を遵守するよう必要な指導及び助言をすることができ、

第2章第2節の節名中「開発事業の計画」を「開発事業者等の構想」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

特定大規模開発事業等を行うおとす開発事業者等は、次に掲げる事項(土石の堆積事業にあつては、第1号、第4号及び第7号に掲げる事項を除く。)のうち第5項の規定により市長が通知するものについて、市長と協議しなければならない。

第16条第1項第1号中「特定大規模開発事業」を「特定大規模開発事業者等(土石の堆積事業を除く。第7号において同じ。)」に改め、同項第5号及び第6号中「開発事業区域」を「開発事業者等区域」に改め、同項第7号中「特定大規模開発事業」を「特定大規模開発事業者等」に改め、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 前項の規定は、特定大規模開発事業者等が次に掲げる場合に該当するとき、適用しない。

(1) 都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合

(2) 第3条第1号又は第2号の開発事業に該当する場合

(3) 開発事業の構想に掲げる開発事業区域内の土地の利用に宅地(盛土規制法第2条第1号に規定する宅地をいう。第18条第1項において同じ。)が含まれない場合

3 開発事業者等(第1項の規定により協議を行う開発事業者等を除く。)は、再意見書が提出された場合においては、開発事業構

- 想書等の内容のうち第5項の規定により市長が通知する事項について、市長と協議しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による協議（以下「開発等協議」という。）を行おうとする開発事業者等は、第1項の規定による協議にあっては第12条第5項の縦覧に供する期間満了の日の翌日以後、前項の規定による協議にあっては再見解書の写しを市長に提出した日以後に、規則で定めるところにより、開発等協議の申出をしなければならない。
- 5 市長は、前項の申出を受けたときは、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項のうち協議を必要と認める事項を書面により開発事業者等に通知するものとする。
- 第16条に次の2項を加える。
- 6 開発事業者等は、開発等協議が終了したときは、規則で定めるところにより、前項の規定により市長が通知した事項についての開発事業者等の見解を記載した書面（次項において「開発等協議事項に係る見解書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、開発等協議事項に係る見解書が提出されたときは、規則で定めるところにより、開発等協議の結果を記載した書面（以下「開発等協議結果通知書」という。）を当該開発事業者等に交付するものとする。
- 第2章第3節の節名中「開発事業」を「開発事業者等」に改める。
- 第17条の見出し中「開発事業」を「開発事業者等」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。
- 1 開発事業者等は、実施しようとする開発事業者等について開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画（以下「開発事業者等の計画」という。）を策定し、当該開発事業者等の計画について市長の同意を得なければならない。
- 2 前項の同意を得ようとする開発事業者等は、開発等協議が必要となる開発事業者等にあつては開発等協議結果通知書の交付を受けた日の翌日以後に、それ以外の開発事業者等にあつては第12条第5項の縦覧に供する期間満了の日の翌日以後に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 第17条第3項中「開発事業者は、当該開発事業」を「開発事業者等」に改め、「法第29条第1項」を「都市計画法第29条第1項」に改め、「法第34条の2第1項」を「同法第34条の2第1項」に改め、「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を加え、「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請」を「盛土規制法第12条第1項の許可の申請又は盛土規制

法第15条第1項の協議の申出」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る開発事業等が、次の各号（当該申請に係る開発事業等が土石の堆積事業に該当する場合、当該申請に係る開発事業が第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当し、かつ、当該開発事業の実施に当たり都市計画法第29条第1項の許可を要するものに該当する場合又は当該申請に係る開発事業の構想に掲げる開発事業区域内の土地の利用に宅地が含まれない場合にあっては、第1号）に掲げる同意の基準を満たしていると認めるときは、前条第1項の同意をしなければならない。

(1) 地域住民等への周知が第10条の規定に従って行われていること。

(2) 開発事業の計画が、次に掲げる開発事業の区分に応じ、それぞれに定める整備基準に適合していること。

ア 第2条第2号アに掲げる開発事業 次項第1号、第4号、第5号及び第8号の整備基準

イ 第2条第2号イに掲げる開発事業 次項第2号から第8号まで及び第11号の整備基準

ウ 第2条第2号ウに掲げる開発事業 次項第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第11号の整備基準

エ 第2条第2号エに掲げる開発事業 次項第1号、第4号から第6号まで及び第11号の整備基準

オ 第2条第2号オに掲げる開発事業 次項第1号、第5号、第8号及び第9号の整備基準

カ 第2条第2号カに掲げる開発事業 次項第10号及び第11号の整備基準

第18条第2項中「同意の基準」を「整備基準」に改め、同項第1号ただし書中「ただし、」の次に「開発事業区域の面積が500平方メートル未満の場合又は」を加え、同項第4号ただし書中「すべて」を「全て」に、「又は開発事業区域」を「、開発事業区域」に、「について」を「又は同号エに掲げる開発事業のうち開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業にあって」に改め、同項第5号ただし書中「ただし、」の次に「第2条第2号エに掲げる開発事業のうち開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業又は」を加え、同項第6号に次のただし書を加える。

ただし、第2条第2号エに掲げる開発事業のうち開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業にあっては、この限りでない。

第18条第2項第10号ただし書中「を拡幅する」を「の拡幅（建築

基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ホ及び横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第56条の4第2項第5号の基準に適合するために行われるものを除く。）をする」に、「法第12条の5第2項」を「都市計画法第12条の5第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (11) 開発事業区域が道路法による道路のうち横浜市が管理する道路に接する場合において、当該道路が車両及び歩行者の通行上支障がない構造並びに道路管理上支障がない構造となるよう、整備を行うこと。ただし、開発事業の実施に当たり盛土規制法第12条第1項の許可を要しない場合若しくは都市計画法第29条第1項の許可を要する場合又は市長が道路管理上整備する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第18条第4項中「開発協議」を「開発等協議」に、「開発事業」を「開発事業等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項第10号」を「第2項第10号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する開発事業について前条第2項の規定による申請があった場合において、当該開発事業が第1項第1号の同意の基準を満たしており、かつ、当該開発事業の計画が前項第11号の整備基準に適合していると認めるときは、前条第1項の同意をしなければならない。

- (1) 都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業であって、当該開発事業の実施に当たり盛土規制法第12条第1項の許可を要するもの
- (2) 第3条第1号又は第2号の開発事業であって、当該開発事業の実施に当たり盛土規制法第12条第1項の許可を要するもの（都市計画法第29条第1項の許可を要するものを除く。）

第19条の見出し中「不同意の」の次に「処分及び」を加え、同条第1項中「決定をし」を「処分をし、規則で定めるところにより」に、「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、同条第2項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「前項」を「第1項」に、「その旨及び通知年月日」を「当該通知の年月日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の同意の処分をするに当たり、開発事業が前条第2項各号に規定する整備基準に適合するように行われることを確認するため必要な限度において、当該同意の処分に条件を付することができる。

第20条第1項中「第17条第1項の同意を得た開発事業者は、開発事業」を「開発事業者等は、第17条第1項の同意を得た開発事業等

- 」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。
- 2 前項の同意を得ようとする開発事業者等は、開発事業等の計画の変更に向けたい開発事業等の構想を改めて策定し、あらかじめ、標識の修正を行うとともに、規則で定めるところにより、開発事業等の構想を変更する旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の同意を得ようとする開発事業者等は、あらかじめ、第10条から第15条までに定める手続（第10条第1項第3号に掲げる開発事業等にあつては、同号、第12条、第14条及び第15条に定める手続）及び開発等協議を行わなければならない。
- 第20条中第5項を削り、第4項を第8項とし、第3項の次に次の4項を加える。
- 4 第1項の同意を得ようとする開発事業者等は、前項の規定により開発等協議を行う開発事業等にあつては当該開発等協議に係る開発等協議結果通知書の交付を受けた日の翌日以後に、それ以外の日を開発事業等にあつては第12条第5項の縦覧に供する期間満了の日の翌日以後に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 5 開発事業者等は、第17条第1項の同意を得た開発事業等の計画について第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、標識の修正を行うとともに、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業の計画について、第24条第3項の規定により同条第1項及び第2項の規定が適用される場合（同条第4項の規定により同条第1項及び第2項の規定が適用されない場合を除く。）にあつては、規則で定める変更を行うことができない。
- 7 市長は、第2項又は第5項の規定による届出を行つた開発事業者等に対し、この条例に定める手続及び基準を遵守するよう必要な指導及び助言をすることができる。
- 第20条に次の1項を加える。
- 9 第1項又は第5項の規定により、開発事業等の計画を変更した場合における第6項、第22条及び第24条の規定（土石の堆積事業にあつては、第22条及び第24条第1項の規定に限る。）の適用については、第1項の同意又は第5項の規定による届出に係る変更後の開発事業等の計画を第17条第1項の同意を得た開発事業者等の計画とみなす。
- 第21条の見出し中「開発事業」を「開発事業者等」に改め、同条中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「第9条第1項の規定により標識を設置した」を「標識の設置を行つた」に、「開発事業を」

を「開発事業等を」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第22条第1項中「遅滞なく」の次に「、標識の修正を行うとともに、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「当該開発事業区域」を「当該開発事業等に係る開発事業等区域」に改め、「工事」の次に「又は土石の堆積事業に関する工事（以下「開発事業等に関する工事」という。）」を、「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「当該開発事業の」を「当該開発事業等の計画の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該地位を承継した者は、速やかに、標識の修正を行わなければならない。

第23条を次のように改める。

（同意の取消し）

第23条 市長は、開発事業者等が第17条第1項の同意又は第20条第1項の同意を虚偽の申請その他の不正な手段により得たと認められる場合又はそれらの同意に付した条件に違反したと認められる場合は、当該同意を取り消すことができる。

第2章第4節の節名中「開発事業」を「開発事業等」に改める。

第24条の見出し中「開発事業」を「開発事業等」に改め、同条第1項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「開発事業に」を「開発事業等に」に、「開発事業の」を「開発事業等の」に改め、同条第3項中「法第36条第3項」を「都市計画法第36条第3項」に改め、同条第4項第1号中「法」を「都市計画法」に改め、同項第3号中「又は同法第7条の2第5項」を「、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項」に改める。

第25条を次のように改める。

（開発事業等に関する工事の着手制限）

第25条 開発事業者等及び開発事業等に関する工事の請負人は、開発事業者等が第17条第1項の同意を得た後でなければ、当該開発事業等に関する工事に着手してはならない。

2 開発事業者等及び開発事業等に関する工事の請負人は、開発事業者等が開発事業等の計画の変更（第20条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更を除く。）について同項の同意を得た後でなければ、当該変更に係る開発事業等に関する工事に着手してはならない。

第34条第1項本文中「法」を「都市計画法」に改め、同項ただし書中「を拡幅する」を「の拡幅（同条第1項第2号の基準に適合するために行われるものを除く。）をする」に、「法第12条の5第2項」を「同法第12条の5第2項」に改める。

第35条第1項中「法第33条第5項（法」を「都市計画法第33条第

5 項（同法」に改める。

第36条中「開発事業者又は開発事業」を「開発事業者等又は開発事業等」に改める。

第37条を次のように改める。

（開発事業等の台帳等の閲覧）

第37条 市長は、第2章の規定が適用される開発事業等について、規則で定めるところにより、開発事業等の構想及び開発事業等の計画の概要並びに同章に定める手続の状況を記載した台帳を作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を一般の閲覧に供するものとする。

2 市長は、開発事業者等から市長に提出された第9条第2項、第15条第1項並びに第20条第2項及び第5項の規定による届出に係る書面並びに開発事業構想書等について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するものとする。

第38条第1項中「者」を「開発事業者等又は開発事業等に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）」に、「開発事業」を「開発事業等」に改め、同条第2項及び第3項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「開発事業に」を「開発事業等に」に改める。

第39条第1項中「開発事業」を「開発事業等」に改め、同条第3項中「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

第40条第1項中「開発事業者」を「開発事業者等」に、「開発事業に」を「開発事業等に」に、「開発事業区域」を「開発事業等区域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項の規定による届出を行った開発事業（旧条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。次項において同じ。）については、この条例による改正後の横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 施行日前において宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受け、又は同法第11条の協議が成立した開発事業については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

(横 浜 み ど り 税 条 例 の 一 部 改 正)

- 4 横 浜 み ど り 税 条 例 (平 成 20 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 51 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 5 条 第 3 号 中 「 横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 を 「 横 浜 市 開 発 事 業 等 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 に 改 め る 。

(緑 の 環 境 を つ く り 育 て る 条 例 の 一 部 改 正)

- 5 緑 の 環 境 を つ く り 育 て る 条 例 (昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 47 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 第 3 項 第 1 号 中 「 横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 を 「 横 浜 市 開 発 事 業 等 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 に 、 「 す べ て 」 を 「 全 て 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 斜 面 地 に お け る 地 下 室 建 築 物 の 建 築 及 び 開 発 の 制 限 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

- 6 横 浜 市 斜 面 地 に お け る 地 下 室 建 築 物 の 建 築 及 び 開 発 の 制 限 等 に 関 す る 条 例 (平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 4 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 7 条 第 1 項 中 「 横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 を 「 横 浜 市 開 発 事 業 等 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 」 に 、 「 同 条 第 3 項 」 を 「 同 条 第 5 項 」 に 改 め る 。

横 浜 市 条 例 第 49 号

横 浜 市 高 速 鉄 道 運 賃 条 例 及 び 横 浜 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 高 速 鉄 道 運 賃 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 高 速 鉄 道 運 賃 条 例 (昭 和 47 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 64 号)
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 5 条 第 1 号 中 「 第 15 条 の 規 定 に よ り 、 」 を 「 第 15 条 第 4 項 の
規 定 に よ り 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 第 12 条 の 4 」 を 「 第 12 条 の
4 第 1 項 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(4) 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 (昭 和 25 年 法 律
第 123 号) 第 45 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手
帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 及 び そ の 介 護 人

(横 浜 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 (昭 和 23 年 8 月 横 浜 市 条 例 第
42 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 6 条 第 1 号 中 「 第 15 条 の 規 定 に よ り 、 」 を 「 第 15 条 第 4 項 の
規 定 に よ り 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 第 12 条 の 4 」 を 「 第 12 条 の
4 第 1 項 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(4) 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 (昭 和 25 年 法 律
第 123 号) 第 45 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手
帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 及 び そ の 介 護 人

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 1 条 中 横 浜 市 高
速 鉄 道 運 賃 条 例 第 5 条 に 1 号 を 加 え る 改 正 規 定 及 び 第 2 条 中 横 浜 市
乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 第 6 条 に 1 号 を 加 え る 改 正 規 定 は 、 令 和 7 年
4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 50 号

横 浜 市 貸 切 旅 客 自 動 車 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 貸 切 旅 客 自 動 車 条 例 （ 昭 和 40 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 3 条 第 1 項 第 2 号 中 「 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 法 （ 昭 和 35 年 法 律 第 37 号 ） 」 を 「 、 知 的 障 害 者 福 祉 法 （ 昭 和 35 年 法 律 第 37 号 ） 又 は 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 25 年 法 律 第 123 号 ） 」 に 、 「 又 は 知 的 障 害 者 の 」 を 「 、 知 的 障 害 者 又 は 精 神 障 害 者 の 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 前 項 第 1 号 及 び 第 2 号 」 を 「 前 項 各 号 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。 た だ し 、 第 3 条 第 2 項 の 改 正 規 定 は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 貸 切 旅 客 自 動 車 条 例 第 3 条 第 1 項 の 規 定 は 、 貸 切 自 動 車 の 利 用 の 日 が この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 と な る も の に 係 る 運 賃 に つ い て 適 用 す る 。